

## 感染症などで国が自治体へ指示可能に 新型コロナ教訓

2024年2月5日 日本経済新聞



新型コロナウイルス禍で国が自治体を指揮できなかった法律上の問題が解消に向けて一歩前進する。感染症流行などの非常時に限って、都道府県と保健所がある市区との間で患者の受け入れなどができるよう国が指示する権限を新設することになった。新型コロナの反省を踏まえた措置だ。

政府は国と地方自治体の役割分担を定めた地方自治法の改正案を今国会に提出する。新しい章を追加し特例としての国の指示権を盛り込む。地方制度調査会が2023年12月に岸田文雄現行制度で国による指示権の行使が可能なのは個別法に規定がある場合か、地方自治法に基づいて自治体が違法な事務処理をした場合には是正の指示をするケースなどだ。個別法の規定がない場合は国がどこまで自治体に指示できるかの法的根拠が曖昧だった。

たとえば、個別法である災害対策基本法は同法を根拠とする国の非常災害対策本部に自治体へ指示を出す権限を認めている。その内容は港湾管理者への動線確保などに限られる。今回の法改正により、より幅広い内容で指示ができるようになる。

改正案は「個別法の規定で想定されておらず国民の生命などの保護のために特に必要な場合」に指示をだせるようにする。①事態が全国規模②局所的でも被害が甚大——といった例を想定する。

具体的には、国が都道府県をまたいで感染症の患者を受け入れるよう指示を出せるようにする。そのほかにも感染症の患者数や受け入れが可能な病床数などの資料提出を念頭に置く。医療機関などへの人員の応援といった要求のほか、職員派遣のあっせんなどでもできるようにする。

コロナ禍では政府と自治体の役割・権限の分担が定まらず、必要な対応で目詰まりがおきた。

緊急事態宣言を発令した際、利用を制限する施設の範囲や飲食店などの営業時間の短縮を巡って国と都道府県知事の意見が対立する場面が目立った。不明瞭な指揮系統が感染状況の把握や検査体制の構築、感染拡大対策の範囲などを決める上で支障になった。

改正案が主眼においたのはこうした混乱の再発防止だ。首相は地方制度調査会の答申を受

## 国から自治体への指示権の概要

- ・地方自治法に大規模な災害、感染症など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への特例を創設
- ・国が自治体に資料などを提出するよう要請
- ・都道府県と保健所を設置している市区との調整を国が指示
- ・自治体間の応援や職員派遣について国がありません

け「内容を具体化するために法制上の措置も含めて政府として早急に対応を考えていきたい」と話した。

国の権限が強まることによる自治体への統制には慎重論もある。日本弁護士連合会は1月24日、法改正に反対する意見書を公表した。2000年に施行した地方分権一括法で「対等・協力」と定まった国と地方公共団体の関係を変容させると主張した。

国の不当な介入を誘発させるとの懸念を示し、首相と総務相に意見書を送った。

政府は国と自治体は対等な関係にあるという原則は維持しつつ、危機に備える特例として理解を

求めている。国会論戦で国の指示権の具体的な範囲や要件などが議題となる可能性がある。